

逐条解説

前文

私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その実現に寄与する役割を担っている。

平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。

私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。

ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。

【解説等】

前文は、この条例の理念・目的を掲げたものです。

前文の構成としては、以下のとおりです。

第1段落は、本県の歴史的な状況等を記載し、特に被爆地を有するため、平和の実現に寄与する役割を担っていることを示しています。

第2段落は、平和の実現のためには、共生社会の実現が必要となりますが、障害のある人が様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていないという現状を示しています。

第3段落は、誰もが優しく接し合うことができる社会環境を整えることにより、安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができることを示しています。

第4段落は、これらのことを踏まえ、この条例を制定するに当たっての決意を謳っています。

障害のある人は、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていません。

そこで、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会、いわゆる共生社会を作り上げていく必要があります。

この条例の制定によって、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会を実現することを目的とした幅広い県民運動を展開しようとするものです。

これにより、共生社会が実現し、平和な長崎県へとつながるものと考えています。

また、障害のある人に対する差別は、その件数が多いか少ないかで論じるようなものではありません。これは、いじめ、体罰、セクハラ、パワハラ等でも同様であり、重大な人権侵害であって、決して許さるべきものではありません。

国の障害者政策委員会内に設けられた差別禁止部会（以下「差別禁止部会」という。）の「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての意見（0-1）では、法制化の必要性について、以下のように記載されています。

0-1 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

はじめに

第4、障害に基づく差別の禁止に関する法制はなぜ必要か

1、理解と交流

「障害者への差別を禁止する」と聞くと、身構えてしまう人も少なくないだろう。これは「差別禁止と言われても何が差別が分からない」「知らないうちにしてしまったことでも差別として罰せられるのか」といった不安によるところが大きい。さらに、こうした不安の源をたどると、障害者と接する機会が少ないために「障害や障害者のことがよく分からない」という声が聞こえてくる。

それでは、障害者と障害のない人が社会の中で接する機会を今以上に増やせば、差別はなくなるだろうか。これまでも家庭や教育の場を始め、地域や職場等、

様々な場面で障害者との交流の重要性が強調され、障害や障害者への理解は一定前進してきた。

2、差別事案の存在と国民意識

しかし一方では、前項で見たように今もなお、障害者は様々な差別的取扱いに直面しており、障害や障害者への無理解を嘆く声も途切れない。つまり、障害のない人が障害について知ること、理解することの重要性は誰も否定しないだろう。しかし、それだけでは差別が解消されることはないのである。

それでは何が必要なのだろうか。実は、この法律を制定する最大の眼目はここにある。ここで注意すべきは、前項に述べたように、差別的取扱いと思われる事例が多数存在するという現実がある一方で、多くの国民が「差別は良くないし、してはならない」「障害者には理解を持って接したい」と考えているのも事実であり、好んで差別をしているわけではないという点である。

3、物差しの共有

そこで、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして活かすためには、具体的に何が差別に当たるのか、個々人で判断することは困難であるので、その共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる。

もちろん、実際に差別を受けた場合の紛争解決の仕組みを整えることもこの法律の目的に据えなければならないが、これも、決して差別した人をつかまえて罰を与えることを目的とするものではないのである。これらが、差別禁止法を必要とする理由である。

この条例においても、「差別はよくないことだ」という誰もが持つ考えを形あるものにして活かすため、「何が差別に当たるのか」という共通の「物差し」を明らかにし、社会のルールとして共有できるようにしようとするものです。

地方自治体による障害のある人に対する差別の禁止に関する条例の制定は、国による障害のある人に対する差別の禁止に関する法制度の整備を促進することにもつながっています。

平成24年2月に、本県の障害福祉課が「障害者差別にあたると思われる事例集」(0-2)を取りまとめました。

この事例集では、県民から寄せられた156事例を10分野(【福祉】、【医療】、【教育】、【労働】、【住宅】、【建築物・交通等】、【サービス提供】、【情報】、【政治・行政・司法】及び【その他】)に分類して紹介しています。

なお、差別禁止部会の意見(0-3)においては、このような事例について、「誰にも相談できず、あきらめるしかない、しかし、決して消し去ることのできない記憶として、障害者や家族の胸の奥深いところに仕舞い込まれ

てきた事実、あるいは障害者の人格を傷つけ、生きる力や生き活きと個性と能力を発揮する場を奪い、ひいては社会に貢献する機会も奪ってきた事実の存在を示している。このような事実の存在は、これまでの人権教育や障害者に対する福祉施策等では限界があることを表すものであり、差別の禁止によってこういった事実に対して正面から取り組むことの必要性を示しているものといえる。」と記載されています。

0-2 障害者差別にあたると思われる事例集（平成24年2月 長崎県）〔抄〕

<http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/sabetsu-jirei/index.html>

はじめに

平成18年に国連総会本会議において「障害者の権利に関する条約」（仮称）が採択され、わが国も平成19年に同条約に署名するとともに、同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする、我が国の障害者に係る集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障害のある人等で構成する「障がい者制度改革推進会議」において、障害者に係る制度の抜本的な改革と基盤の整備に向けた検討が行われております。

平成23年8月には同推進会議の検討を踏まえ、「障害者基本法」が一部改正され、障害者差別の禁止を基本原則とし、障害者差別対策に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。

また、「障害者差別禁止法」（仮称）制定についても、平成25年の通常国会への法案提出を目指し作業が進められているところです。

このような中、長崎県では、「障害のある人もない人も共に地域で暮らす“共生社会”の実現」を基本理念とした、「改訂長崎県障害者基本計画」を平成21年度に策定し、この中で障害を理由とした差別がないよう正しい知識の理解と普及を促すための啓発・広報に努めるとしています。

この障害者差別禁止に向けた取組の一環として、このほど「障害者差別にあたると思われる事例集」を作成いたしました。

この事例集の作成にあたっては、県民の皆様方から156事例のご応募をいただき、この中から10分野に分類して、差別と思われる事例を掲載しております。

また、冒頭には障害者差別に関する作文を掲載しております。

この冊子が、障害者差別について考える機会となることで、障害についての理解が深まり、障害者差別のない“共生社会”の実現に寄与することを願って止みません。

〔略〕

0-3 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

はじめに

第3、日本における立法事実の存在

1、条例制定と差別にあたると思われる事例

〔略〕平成18年から現在まで、4道県と1政令市1市において障害者に対する差

別をなくす条例が制定され、さらに各地にこうした動きが広まっている。

これらの条例制定過程においては、行政あるいは障害者団体によって「こんな差別を受けた」「差別がどうかかわからないがこんな悔しい納得できない扱いを受けた」等の体験事例の募集がなされ、寄せられたこれらの体験事例等について議論され、整理分析された成果が条例制定に結びついている。

- 1) 千葉県では行政により「差別に当たると思われる事例」の募集が行われ、
【福祉】【呼称】【労働】【教育】【不動産の取得・利用】【建築物】
【交通アクセス】【サービス提供】【医療】【知る権利・情報】【参政権】
【司法手続】【所得保障】【その他】
の分野で事例が800件近く寄せられている。
- 2) 北海道では行政により「北海道障がい者条例」タウンミーティング参加者からの意見（アンケート分）として、
【相談のしやすさ】【就労・企業の理解促進】【権利擁護】【住宅の確保】
【コミュニケーションの確保】【情報提供】
に関連して約960件の意見や要望が集められ、この中には差別に関する事案も含まれている。
- 3) 熊本県では障害者団体により、差別と思われる事例が、
【教育】【労働】【商品及びサービスの提供】【公共交通】【建築・道路・トイレ】
【福祉】【医療】【情報保障】【不動産の利用・取得】【選挙及び政治参加】
【人間関係】
の分野で800件を超えて集められている。
- 4) さいたま市では行政により「障害者差別と思われる事例」として、
【行政関連（福祉サービスや所得保障等の制度の利用、行政書類の記入と手続き、警察・交番、消防・救急対応、補装具や日常生活用具の支給、議会の傍聴等）】
【医療】【教育】【子育て】【就労】【生活（防災・安全等を含む）】
【交通（電車・バス・駅・道路・タクシー）】
【家族の無理解】
【一般市民の偏見・差別】
の分野で521件の事例が集められている。
- 5) また、内閣府では、政府による障害者権利条約の署名後、平成20年から21年にかけて「障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査」が全国の障害種別ごとの団体や家族団体等の協力を得て実施された。同調査では、
【福祉サービス】
【保健・医療】
【雇用・就業】
【教育・育成】
【建物・公共交通機関】
【情報・コミュニケーション】
【商品サービス提供】
【政治・行政・司法】
【その他（結婚・出産・性・家族・団体組織・町内会）】
の項目にわたって、8,000件を超える事例等が寄せられている。

2、取組の必要性

これらの事例は、主に差別と思われる事案として集められたものである。これらを通して見ると、障害者が日常生活及び社会生活の様々な場面で、障害のない人であれば何も問題にならないことが、障害があることにより様々な制約に直面している実態が浮かび上がってくる。

このような事例は、これまで、あまり、社会からは見えない、表面化することのなかった社会的障壁の存在を示すものであった。

このような事例は、誰にも相談できず、あきらめるしかない、しかし、決して

消し去ることのできない記憶として、障害者や家族の胸の奥深いところに仕舞い込まれてきた事実、あるいは障害者の人格を傷つけ、生きる力や生き活きと個性と能力を発揮する場を奪い、ひいては社会に貢献する機会も奪ってきた事実の存在を示している。

このような事実の存在は、これまでの人権教育や障害者に対する福祉施策等では限界があることを表すものであり、差別の禁止によってこういった事実に対して正面から取り組むことの必要性を示しているものといえる。

障害者基本法の規定（ 0-4 ）に基づき、国は、障害者基本計画（ 0-5 ）を策定しており、県は、長崎県障害者基本計画（ 0-6 ）を策定しています。

また、本県では、障害のある人のみならず、全ての人々が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるようにするため、長崎県福祉のまちづくり条例（ 0-7 ）が定められています。

この「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」は、上記の計画等に掲げられている共生社会の実現という目的を果たす上でも、重要な役割を担うことになります。

0-4 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3～9 〔略〕

0-5 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）〔抄〕

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html>

基本的な方針（考え方）

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促

進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以上のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

0-6 長崎県障害者基本計画（平成21年6月改訂）〔抄〕

<http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/kihonkeikaku/index.html>

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画においては、前計画の基本的な考え方を継承し、「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、共に地域を支え合い、豊かなふれあいを通じて、健やかに安心して暮らし、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指すこと」を基本理念とします。

(2) 基本的視点

基本理念に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で、自立した生活を実現するため、次に掲げる4つの視点から各種施策を推進します。

社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、地域社会において障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するためのバリアフリー化を一層推進します。

地域生活への移行促進及び利用者本位の支援

障害のある人の地域で自立した生活を支援することを基本に、福祉施設の入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行をさらに促進するとともに、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの支援体制の整備を推進していきます。

また、障害のある人がその適性と能力に応じて雇用の場に就くことができるよう、就業に対する理解促進に努めるとともに、関係機関との連携を図り、専門的支援の充実・強化を推進します。

障害の特性を踏まえた適切な支援

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、発達障害や高次脳機能障害のある人への支援など、障害の特性に応じた適切な支援施策を充実していきます。

総合的かつ効果的な施策の推進

国、県、市町における教育、福祉、保健、医療、労働等の関係行政機関相互の緊密な連携を図りながら各施策を推進していきます。

また、地域間でサービス水準の格差が生じないように努めます。

0-7 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

〔前文〕

すべての人が個人として尊重され、安心して暮らし、社会参加のできる地域社会の実現は、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の行動を妨げているさまざまな障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、県民一人ひとりが自らの責任と社会の一員としての自覚の下に、福祉のまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

この条例の特徴の一つとして、「平和」の理念を盛り込んだことが挙げられます。

本県には被爆地であるという特有の事情があるからこそ、単に争いをなくすという消極的な意味での平和を目指すだけでなく、共生社会の実現という積極的な意味での平和を目指す必要があり、県民全体で障害のある人に優しい社会の実現に主体的に取り組む必要があります。